発委第２号

令和２年８月31日

南箕輪村議会議長　丸　山　　豊　様

提出者　南箕輪村議会
議会運営委員長　山﨑　文直

南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第６項及び第７項並びに会議規則第13条第２項の規定により提出する。

南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例

南箕輪村議会委員会条例（昭和33年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の２項を加える。

3　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインによる委員会」という。）を開催することができる。

4　前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

第12条に次の１項を加える。

2　前条第４項の規定により委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

南箕輪村議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
（招集） 第11条　（略） ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインによる委員会」という。）を開催することができる。 ４　前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。	（招集） 第11条　（略） ２　（略）
（定足数） 第12条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条「委員長及び委員の除斥」の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 ２　前条第４項の規定により委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。	（定足数） 第12条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条「委員長及び委員の除斥」の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。